

F-35A 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する意見書

米軍嘉手納基地第 18 航空団は、米国太平洋軍の地域安全保障パッケージ計画（TSP）のもと、米国ユタ州ヒル空軍基地所属の F-35A 戦闘機 12 機と兵員 300 人を半年間にわたり暫定配備すると発表、10 月 30 日、11 月 2 日の 2 日にわたり 12 機の F-35A 戦闘機が嘉手納基地に飛来した。

嘉手納基地においては、これまで同計画の一環として数回にわたり州軍機が暫定配備され、とりわけ今回は 6 カ月にわたる長期配備となることから、騒音被害等さらなる基地被害の増大につながるものとして基地周辺住民の反発を招くなど、相次ぐ外来機の飛来により騒音被害が拡大している。

今回の F-35A 戦闘機の配備以降も嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会や周辺自治体の調査において騒音の増加が確認されていることに加え、来年から米海兵隊 F-35B が配備されるとの報道や現在配備されている F-35A がパネルが欠損した状態で着陸したのが確認され、「おそらく訓練中に洋上で紛失した」との米軍発表だけで訓練が続けられている嘉手納基地の現状は、日米安全保障協議委員会の中で確認された嘉手納基地における負担軽減とは逆行するものであり、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は、F-35A 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関し、厳重に抗議するとともに市民の生命・財産・人権を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

1. F-35A 戦闘機の嘉手納飛行場への展開を行わないこと。
2. 騒音防止協定を遵守し、早朝深夜の飛行は行わないこと。
3. 安全管理を慎重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 22 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長